

合衆国憲法修正第 13 条と私人間効力

澤 田 知 樹

はじめに

合衆国憲法修正第 13 条については別稿¹⁾において少し論じた。本稿では、修正第 13 条の最も重要な役割のひとつである私人間での効力について考察を試みる。近年では、少なくとも民主主義国においては、政府の公的な制度としてあからさまな差別がみられることはほとんどないであろう。そのような差別が残存する場合には、たちまち修正第 14 条（平等保護条項）に反するとして憲法訴訟が提起されるであろう。なお、平等保護については、日本においては憲法第 14 条がこれに相当する。

むしろ近年では、私人間の差別、人権侵害の方が問題となっている。憲法は原則として政府と個人との間で効果を有するものであり、私人間では効力を有さないのが原則である。だが、それでは差別や人権侵害に対する憲法上の保護の実効性はほとんど期待し得なくなってしまうであろう。

そこで憲法の一部条文について私人間にも効力を有すると解することによって憲法による人権の保護の範囲を広げることが求められよう。その場合の憲法の条文上の根拠として最も重要であると考えられるのが修正第 13 条であると考えられる。米国においては修正第 13 条は私人間にも効果を有すると一般に解されているが、そのような見解に疑義を呈する考え方もある²⁾。

そこで本稿においては、それらの考え方について見ることにする。第 1 章では、私人間に効果を広げることの必要性について少し述べ、第 2 章では、私人間効果についての疑義の主張を見る。そして第 3 章では、修正第 13 条のカバーする範囲をさらに広げるための「その意に反する苦役」について少し考える。差別や人権侵害というものは簡単に廃絶できるものではないと考えられるが、それらによる侵害から個人を保護するための論理の発展について、ほんの僅かではあるが助力することを試みる所存である。

第 1 章 私的侵害からの保護

1) 私的な懲罰

親密な関係にあるパートナー間での支配関係について、修正第 13 条の理念を及ぼすことできるであろうか。このテーマについて少し考えることにする。修正第 13 条の推奨者そして反対者の双方は、奴隷制を終わらせることは、親密な関係にある者についての秩序を再整理する

ことについて、政府を引き込むことになることに気付いていた³⁾。修正第13条についての分析により、成人による子どもに対する私的な懲罰は、それが続いている間は、奴隷と主人との関係を再生産するものであり、親子関係の保護観察やその他のあり方について非難する論議ではない。私的な懲罰は親子の相互関係の質を悪化させるものであり、そのような処罰を禁じることは、それらの相互関係を改善し、家族の生活を強化することになるであろう。修正第13条のもとでの論議に不可欠なことは、親の権利や家族をなし崩すことなく、家族を規律することである。奴隷制の禁止を子どもに対する私的懲罰を暗に意味すると理解することは、親子関係をさらに家族の一体化を強化し価値を肯定的にするための手法として、修正第13条を変革しているように働くであろう⁴⁾。

もし最高裁が、修正第13条の奴隷制の禁止についての表明を子どもについての私的懲罰の禁止を内容としていると意識したならば、この法理の発展は実社会に対して結果をもたらすかどうかという問題が生じるであろう。このような革新少なくとも二つの実践的な表明を持つであろう⁵⁾。ひとつは、最高裁がそのように認識することは成人や子どもに対して教育的機能⁶⁾という効果をもたらすであろう。いまひとつは、議会による制定法がない場合においても、修正第13条が暗黙に禁止している事柄に違反した者に対する訴訟が可能となるであろう⁷⁾。

2) 修正第13条の教育的機能

法律は教授法 (pedagogy) であることに意味がある。法律は周知されるために公布される。内容が秘密であるならば、それは規制することも行為を命じることもできないであろう。市民はそれぞれの規制に従うように反応するのみならず、同時に政府の問題に対する公式なメッセージを受けとめ、そして影響される。このメッセージは、実際の執行や懲罰がなくても特に強い教育的効果を持つ。そして国は主権を表明し唯一の正統性をもつことになる⁸⁾。

法律はそれぞれの人が、法律の社会的に最も適切である意味表明を徐々に内部化するという浸透的な考え方を支持する。国と個人との観念の浸透が起きるかのようである。十分に多くの人々が法律の重要なメッセージを吸収したとき、大多数の意識の質が形成され、個々人が法律の吸収したメッセージは、何が許される行動かを解釈するための社会的な基礎となる。合衆国においては連邦憲法が、国法の中ではおそらく最も教育的な力を持つ。そこでも子どもに対する懲罰が修正第13条の範囲内にあるとすれば、それを禁止することは、教育上の価値を有することになるであろう。憲法中の禁止事項により、そのような懲罰に対する基準設定創設プロセスがより深まり浸透していくであろう。そして、一旦体勢のシフトが進行し始めれば、子どもの私的懲罰の実際の動向は低下し始めるであろう。憲法の禁止による防禦的效果は、明らかな社会現象として明白になるであろう。成人たちは、社会的プレッシャーによる抑止を受け子どもたちを殴打することはなくなるであろう⁹⁾。児童虐待やDVについて、それらを禁止する法律ができることによって、それらの行為は法的にも許されない加害行為であることが明

確に表明されることになる。弱者や被害者を保護するためには、どのような行為が侵害にあたるかを、法律によって明確にすることが求められる。つまり、保護される者の範囲を拡げるためには、新たな法律の制定が必要になってくると考えられよう。

3) 訴訟に基づく救済

Civil Right Case¹⁰⁾において、修正第13条1項の自力執行制 (self-executing) がとり挙げられた。そこでは、第1項は法律による補助的執行の助けなしに、法廷における防禦として主張できることを意味すると理解された。最高裁は意図的あるいは明示的にこの立場を採ることはなかった。そして連邦巡回裁判所は、このジレンマをどう解決するかについて一致を見ず、問題は未解決のままである¹¹⁾。

Marbury v. Madison¹²⁾においては、最高裁は法律の合憲性を審査できることが示された。市民の自由の本質 (very essence) は、何らかの侵害を受けたとき、法律による保護を求めることができる個々人の権利に存する政府の第一の義務のひとつは、それらの保護を提供することである¹³⁾。Bivens v. Six Unknown Agent of Fed. B. of Narcotics¹⁴⁾においては、連邦政府の職員が憲法上の権利を侵害した場合、憲法それ自体にもとづいてその個人としての地位において損害賠償責任を負う可能性を承認するに至っている¹⁵⁾。

これにより、永い間連邦裁判所の間で疑問とされてきたこと、条文が救済について沈黙しているとき、憲法違反についての差止命令による救済を、命ずる権限が裁判所に与えられた¹⁶⁾。

Bivens の件は、連邦政府の職員が被告である場合についてのみである。しかし、侵害が州職員や州のために活動する個人によってなされたときはどうであろうか？ このような場合は、公立学校の教師や管理者は通常は州政府やその下位機関の職員であるため、それらの事例が参考になるであろう。それらの被告に対して訴因を表明するためには、原告にとっては法令第1983項 (Section1983) が Bivens の代わりとして有効であるかも知れない¹⁷⁾。

1983条の条文を額面通りに読むと、州法の表記に基づいて (under color of state law) 行為した者に対して、訴訟原因 (cause of action) として認められる。司法的解釈によると、州法に基づいた行為とは4つのパターンに分類される。1) 問題となる行為が、州によって任命された職員等によって行なわれ、その行為はその者の個人的な能力によってなし得ないものであるとき、2) その者の行為が、州政府によって執行される典型的な権限や機能であるとき、3) その者が州によってその行為を行うことを強いられあるいは強く奨励され、そしてそれが合法に州の利益と認められること、4) 問題となる行為を行った者と州の結び付きが、その行為が州の行為であると考えられるほどに十分に密接であること、である¹⁸⁾。

だが、私的懲罰が私人の能力 (private capacity) によって行われた場合には、この4つにはあてはまらず、被害者は訴訟原因とすることができない。なお、被告が法的に権限を有する者であったとしても、主権による免責 (sovereign immunity) や他の防衛法が1983条によって認

められている。加害者が私的団体であったり純粋に私的な能力で行為したときには、Bivens も1983条もいずれも救済の手段とはならない¹⁹⁾。

なんらかの政府職員の行為もしくは政府のために行われた行為が介在しない限り、被害者は救済される術すべがないことが原則である。修正第13条が直接私人間に効力を有するという解釈は、いかなる論理的構成によって導かれるのか、そしてそれを執行するためにはいかなるプロセスが必要とされるのかを考えなければならない。

4) その意に反する苦役

修正第13条の第2項は、第13条を執行するための法律を制する権限を議会に与えている。第2項は、政府・私的団体の双方に対して執行する権限を議会に与えている。奴隷制の象徴と付随事項 (badges and incidents) を排除するための法律を制定する権限を与えている。それでは、修正第13条で禁止されている行為の内容はいかなるものであるか？ 奴隷制の象徴を付随物とは何か？ それらについて、何がそれであるかを解釈しプロセスを設定する動きについて、最高裁はそれらを議会に委ねている。議会が一時的な決定を行うことについて広い余地を認めており、立法者の決定が合理的である限り、裁判所は介入しない²⁰⁾。

修正第13条第1項が明示的に禁じる奴隷的拘束とその意に反する苦役は、私的懲罰が奴隷制に類似するというところに拡張され得る。修正第13条のもと、実際の奴隷制とは何であるかが重要である。Kozminski²¹⁾において最高裁は何が奴隷制であるかを最終的に示した。問題となった条文の「その意に反する苦役」の意味は修正第13条に基づく意味の定義づけに依存するために、最高裁はその意に反する苦役の解釈に焦点を当てた。裁判官はオリジナルの意図から判断した。その意に反する苦役を禁じるために、修正第13条の起草者たちは身体的強制を用いることにより達成される強要が行われるような強制的労働を禁止する意図を有したと導いた。最高裁はまた、そのような強制は法的強制によっても達成し得るということをサポートした。それらの物理的・身体的・法的強制による強制労働が修正第13条のもと、その意に反する苦役の中核的要素であるとした²²⁾。

また、修正第13条の第一の目標は、南北戦争時において合衆国に存在した奴隷制を廃止することであったが、最高裁は慎重に、修正条項はその目的に限られるものではないと主張した。最高裁はその意に反する苦役の文言から暗黙にもたらされるふたつの目的を追加した。ひとつは「アフリカ人奴隷に類似する強制労働の形態」を差し止めること、いまひとつは、アフリカ人奴隷に類似する「状況」を禁止することである²³⁾。

5) 所有物としての扱い

修正第13条による禁止は政府と私的団体の双方に適用されると解される²⁴⁾と主張される。それはなぜそのように解されるのであろうか？ ここで、家庭内での私的懲罰、特に子どもに

対しする懲罰についての考察を見ることにする。

私的懲罰を用いることは成人に対して子どもに物理的な力を行使することを認めることになる。奴隷制と子どもに対する私的懲罰は所有物に対する態度という点で一致する。また、被害児童はほとんど完全な支配と人格降下の対象とされ、人としてではなく所有物として扱われる。このような攻撃は子どもの利益を害し、時として深刻なそして永続して子どもたちの福祉をリスクにおく²⁵⁾。

あるいは、法の許容する範囲での子どもに対する身体的暴力も公正とはいえない。子どもが親の保護下や監督下にあるという理由で、暴力が許容されるという根拠になりそうにない。むしろ、身体的暴力の行使により、子どもの身体的・知的そして精神的発達のプロセスを歪めることになるであろう。私的懲罰は子どもに対して支配と人格降下をもたらすことになるため、それは奴隷に対する身体的物理的強制と同様の苦痛をもたらすことになるであろう²⁶⁾。これは奴隷制に「類似する状況」という概念を用いることにより修正第13条の理念を上げようとする試みと考えることができるであろう。

第2章 私人間効力について

1) 通説的見解への疑問

通説的見解 (consensus view) では、修正第13条はステートアクション (state action) に対する例外であり、私人の行為についても直接に適用されると理解されているが、これに対する批判もある²⁷⁾。本章では、その論者の主張を見ることにする。

修正第13条は、奴隷制を法的制度として設置しそして執行するような能動的 (positive) な法的構造についてそれを禁止することが、そのオリジナルの意味である。そのような制度は主人と奴隷との関係を設置することによって定義される。そこでは法律によって能動的に、人間は自由人と奴隷というふたつのクラスに割り当てられる。もっとも根本的なところでは、州の措置によって、暴行、殴打、誘拐、監禁をいった一般に違法とされることについての例外として、奴隷に対して差別的に扱う法的制度を設けることができる。奴隷の法律上の地位についての理解は、18世紀から1865年に修正第13条が制定されるまで、明示的に広くいきわたっていた。修正第13条の第2項は、1項による奴隷制の禁止を、州に対して執行するための権限を連邦議会に与えていると理解されよう。第2項はまた、私的行為について、州法によって与えられた奴隷に対する権利、あるいは暴行、誘拐、監禁をいった一般的に違法となる行為について奴隷が被害者であるときは、差別的に法律の執行がなされないことにより、州が私的行為者に与えた状況を改善するための権限を、議会に与えている。修正第13条を適用するにあたっての司法的規範づけはステートアクションの法理と一致する²⁸⁾と論者は主張する。

修正第13条が、ステートアクションの法理に対する例外であり、私的な行為を直接に禁止

した条文であるという理解の源泉は Civil Right Case²⁹⁾ の声明によるものである。そこでは、修正第 13 条は、単に州が奴隷制を設置しそして維持していることを禁止しているのではなく、奴隷制やその意に反する苦役が合衆国のいかなるところにおいても存在すべきではないことを絶対的に宣言したものである、と最高裁は宣言した。さらに第 2 項が議会に与えている権限は、単に第 1 項の執行条文ではない³⁰⁾ としている。重要なのはこの点である。この点について論者は次のように述べている。修正第 13 条がステートアクションのみに適用されるとしても、連邦議会は私的個人に直接効果を及ぼすような立法を可決することができるという強い論拠になるからである³¹⁾。

2) 第 13 条と第 14 条、文言の相違

修正第 13 条の少しあとに制定された修正第 14 条との表面的な比較では、修正第 13 条は私的行為に直接効果を及ぼすとの解釈が、しばしば正当化される。修正第 14 条はステートアクションのみに適用されると明示的に示している。修正第 14 条は「州は……してはならない」(No state shall) という文言を明示的に有しており、修正第 13 条はその文言を用いていない。この相違から修正第 13 条は私的行為に適用されなければならないと主張する論者が多い³²⁾ が、この論者はこのような通説的見解に対して疑義を唱え、修正第 13 条の検証を行っている。

「州は……してはならない」という文言が欠落しているのは、おおまかに二つの理由による。ひとつは、合衆国全体を通して奴隷制を禁止するためには、修正第 13 条を州に対してのみならず連邦政府の機関に対しても適用していくことが必要となるからである。修正第 13 条は合衆国憲法の中では、ひとつの条文で連邦政府と州政府の双方に対して制限を課す条項として初めてのものである。州政府のみに対する適用という制度を拒むことにより、合衆国憲法の中にすでに存在する法律上奴隷制を支持する憲法の一部を無効にするように、修正第 13 条は働く。特筆すべきは、修正第 13 条は 5 分の 3 条項や逃亡奴隷条項 (Fugitive Slave Clause) を排除し、さらに悪名高き Dred Scott³³⁾ の決定を覆した。いまひとつの理由は、法律上の奴隷制度を設けることは、概念上の問題を創出させる。それは州によって設置され執行されるが、婚姻や親子関係といった州によって認められた類似の法的制度があるからである³⁴⁾。後者の理由については別に考察されなければならないと考える。

また、「州は……してはならない」との文言が修正第 13 条に用いられていないことについて、この論者は次のように述べている。「憲法」と名をつく文章の中に条文があるということは、それは政府のアクターについてのみ適用されるということを強く示している。憲法の修正条項は他の憲法と調和するように解釈されるべきことについて争いはない。憲法の条文は、孤立してではなく憲法全体の一部として解釈されねばならない。そして憲法の語が意味するところは、私的個人を直接に規制する定めを排除するということである³⁵⁾。

このように論者は修正第 13 条に「州は……してはならない」という文言が見られないことは、

州のみならず連邦政府にも効果を有するからということ、婚姻や家族関係といった法的制度が修正第13条によって無効にされてしまう可能性を考慮に入れてのこと、そして憲法自体が政府を拘束するものであることが前提であることを理由として挙げている。

さらに修正第13条は「憲法」と名付けられた書類の条文として採用された。このような状況からすれば、第13条の本文はその文脈から解釈されなければならない、他の憲法条文とともに憲法全体として解釈するのであれば、ステートアクションの法理の適用は明らかである。権利章典 (the Bill of Rights) の歴史や構成からもそれはステートアクションを要求しており、そのことは修正第5条の中に適切に読み込まれている。第13条に対する通説的見解の立場を推奨するならば、第13条の内容は政府を拘束するものであるという包含を超えるためにかなりの負担を負うことになるであろう³⁶⁾と論者は指摘している。

3) 奴隷の意味するところ

論者は次のように指摘している。奴隷制は奴隷州 (slave state) においては合法的に維持されていた。主人と奴隷との関係、身体の拘束や自由についての制限に対して、州法の一般的な適用から除外されていた。奴隷州は能動的な法律による州が制定したルールであるとして適切に理解されていた。したがって、奴隷制を廃止するということは、これらの法律を廃止することである。一般の誘拐や不法な監禁は修正第13条違反の問題を惹き起こすことはなく、それらの行為は州法に違反することはあっても、修正第13条によって禁じられている奴隷的拘束やその意に反する苦役の禁止の対象ではない³⁷⁾。

奴隷制は、奴隷に対する身体的支配や強制を行うについて、州から奴隷の主人に対して与えられた法律上の権限である。奴隷制は能動的な法律を通してのみ存在しうる状況である。奴隷制は能動的な法律によってのみ存在するものであるから、修正第13条はそのような法律の撤廃のみを求めているものである。法律による奴隷制の創設がなければ、主人と奴隷関係は存在し得なかった。修正第13条は、奴隷の主人が奴隷に対して身体的拘束や自由の侵害を行うことが州の一般法から免責されることを内容とする法律を無効にすることがその中核である³⁸⁾。

奴隷の本質は、一般の州法の提要を差別的に免責することを、州法が与えたものである。奴隷制のもとで、「主人」としてこのような免責を与えられた、そして「奴隷」として州の法的保護を受けることができないという差別的な状況が奴隷制である³⁹⁾。

州や連邦政府は刑事上の制裁や民事上の義務を通して市民を強制することができる。これらの機関はまた、暴行や監禁そして誘拐といった身体的強制に対する一般的な法律に関係する人々の間に法的な関係を創設することによって、例外を設けることができる。例として、親子関係においては、身体的強制に対する一般法の例外を定めることができる。父親が子どもに対して夜間に外出を禁止するとき、その命令を執行する能力は、一般法に対する例外を通して州によって与えられる。奴隷制は州法によって創られた地位であり、州の手によって、人をふた

つの地位の人たちとしてその関係を統制するものである⁴⁰⁾。

このように奴隷に対する強制は州によって主人に与えられた一種の特権であり、そのような州法なしには奴隷制は存在しなかったことが強調されている。また、親子関係における強制力も州法によって認められたものであると主張されている。そうであるのならば、後者についてその関係を改善することは法律の役割、つまり法律の内容の修正であると考えられることができるかも知れない。

4) 「その意に反する苦役」の意味するところ

修正第13条は奴隷制を廃止する一方、その意に反する苦役 (involuntary servitude) をも禁止している。このことについて次のように主張される。これらは双方とも州法による保護の例外として州によって執行される法的制度である。奴隷制についての分析と同様のことが、その意に反する苦役についても同じような態様で適用される。しかし、このふたつは2点において異なる。ひとつは奴隷制は終生の状況であるのに対して、苦役は数年の期間に続くものである。いまひとつは、苦役のもとでは、州は主人と従者の関係について執行し得るのに対し、奴隷制では、奴隷に対して社会の関係において他のメンバーからの扱いについてのルールも執行でき、奴隷の行動を規律する刑事法典は別のものが用いられる⁴¹⁾。

奴隷主に対しては一般法に対する免責が与えられているが、一般人に対しては与えられていない。もし人が、他人をその意に反して拘束するのであれば、それは監禁となり州の一般法に反することになる。そして州がそのような違法行為に対して法律を執行しないのであれば、それは修正第13条に違反する⁴²⁾。

また次のような見解もある。その意に反する苦役においては主人と従者との関係が重要である。その意に反する苦役の状況をつくり出すような契約のもとで従事することを強いることが問題というよりは、主人が従者を身体的に支配する個人的権利を有することが問題である。主人が、従者離れることを物理的に妨害したり働き続けることを個人的に強いて離れることが、そのような支配の証拠として十分である⁴³⁾。

離れることを物理的に妨害したり、あるいは働くことを個人的に強いたりすることそれ自体が監禁罪や強要罪を構成する場合もある。それらの違法行為に対して政府が法律を執行しないのであれば、それは修正第13条に違反すると構成できるかもしれない。

第3章 憲法適用範囲の拡張

1) 「奴隷制の禁止」の意味するところ

憲法の他のすべての条文は政府の構造や機能について定めているものであり、憲法が個人に権利を与えていたとしても、それはステートアクションに対して保護されるのみである。しか

しその特質と同様に修正第13条の私的行為についての解釈は、その範囲に制限されるものとして見られるべきではない。なぜなら、この修正条項は州と私人との双方の行為に適用されるからである。修正第13条のもとに私的行為が含まれるということは、その適用範囲の縮小というよりはむしろ拡張することを表している。修正第13条が議会に対してして私的行為を規制する権限を与えているとしても、「内的関係 (domestic relations)」の規制という語について起草者たちはどのように考えていたかについて議会は考慮しなければならない⁴⁴⁾。大陸会議 (Continental Congress) に続き第1回連邦議会 (the First Congress) によって制定された1787年の北西部領地条例 (the Northwest Ordinance) には、犯罪における刑罰を除いては、領地内のいかなる所にも、奴隷制もその意に反する苦役も存在してはならないと記述されていた。しかしながら、その解釈や適用にあたっては、領地条項は奴隷制の完全な廃止をもたらすものではなかった。それはフランス系住民の権利を保護するものであり、フランス法のもとでの奴隷制を暗黙にその範囲に含めているものだった。それは奴隷制の段階的な廃止をめざすものであり、領地内に奴隷制を新たに導入することを禁止し、現存する奴隷の子どもたちを奴隷身分から解放することであった。現存する奴隷についての奴隷主の権利を剥奪するものではなかった。北西部領地条例の実施における問題のひとつは、その不十分な強制力であった。条例が効果的に禁止することができるのは、奴隷制の公的な認定のみであり、法的手法を用いて奴隷制を消去することはできなかった。そのような執行力の問題を考慮し、修正第13条の起草者たちは、議会に適切な立法によりそれを執行できると記した⁴⁵⁾。

修正第13条を起草するにあたっての上院委員会のメンバーは、「すべての人は法の前において (before the law) 平等であり、そしていかなる人も奴隷として他人に保持されない」という見解を示した。この「法の前において平等」という文言はその後の修正第14条の平等保護条項 (the Equal Protection Clause) にも表れるが、それは一般的に平等な扱いを課したものであり、無制限なものではなかった、そしてこの内容から、すべての自由な個人の法的扱いについて制限を設けることによって一種のステートアクションの要求が示唆された⁴⁶⁾。「法の前において平等であることは、すべてにおいて平等というわけではない、単に法の前において平等である、そしてそれ以外のものではない。」⁴⁷⁾と表明された。このように奴隷制を禁じることが、ただちに積極的に奴隷制の廃絶をめざして進むことを意味するわけではなかった。奴隷制を廃絶するためには、新たに積極的な行為が必要となってくると考えられよう。

2) 奴隷制廃止のために

人間を所有物そして所有権の対象とするための公的な法律形態は廃止されなければならないであろう。そして奴隷所有者のその所有する奴隷に対する私的権利についても同様であろう。奴隷制の廃止は私的行為と公的行為の区別をなくすことによつてのみ可能であるはずである。奴隷制は、政府の努力を通してよりむしろ、所有や契約についてのコモンローの私的執行を通

してももはや維持され得るものではないであろう。また、奴隷制を廃止するのは州の行為である。もし州が彼ら自身で奴隷制を終わらせようとするのであれば、連邦政府による介入は不要であろう。奴隷制もその意に反する苦役も存在してはならないと宣言することによって、修正第13条は奴隷保有者にも奴隷制保有州にも等しく適用されることになる。第13条は、奴隷制から利益を得る個人と、それらの者に利益を与える州との区別をしていない。その両者が奴隷制についての責任を負わされている⁴⁸⁾。

Civil Right Cases⁴⁹⁾の事例で最高裁は、修正第13条を執行する立法は私的行為にも適用することができるという前提から始め、そのような立法は主として直接にその性格からもたらされる。第13条は州法が奴隷制を創設したり維持したりすることを単に禁止するだけでなく、合衆国のいなかの領域においても奴隷制やその意に反する苦役が存在してはならないことを絶対的に宣言したものである⁵⁰⁾とした。さらに最高裁は、1875年の公民権法 (the Civil Right Act of 1875) は、修正第14条のもと連邦議会の権限を越えることもできる、なぜなら、公的施設を管理する私人による差別行為は、ステートアクションの要求を満たさないからである⁵¹⁾と示した。

ここでは最高裁は、修正第13条が私的行為までをカバーすることは、「疑われなかった」としている⁵²⁾。この判決は修正第13条が私的行為に適用されることを最も強く示した立場であるということが注目されることであり、そして論争もあるところである⁵³⁾。

最高裁の修正第13条の解釈をめぐる判断に共通するところは、修正第14条によるステートアクションを導入することによって適用範囲が制限されることを拒否してきたことである。また、平等保護条項や通商条項といった他の憲法条文のもとでの、私的行為に対する連邦の権限の限界づけの原理は、修正第13条のもとでも運用されている。奴隷制の象徴と付随事項に関する解釈は、修正第14条のものとステートアクションの法理と類似して、修正第13条のものと連邦政府の権限に対する制限として、効果を及ぼしている⁵⁴⁾。憲法は原則として政府—個人人間に関する保護であり、個人—個人については保護が及ばない。この原則と密接に関連するのがステートアクションの法理である。最高裁は、解釈によりこのステートアクションの要請を退け、個人—個人の関係による侵害からの保護を図ろうとしていると考えられよう。

3) 奴隷類似の状況

大半の憲法条文と異なり、修正第13条にはステートアクションの要請を含んでいない。むしろ、第13条は特定の一連の状況を禁止している。奴隷制と「その意に反する苦役」である。そのような状況がいかにしてもたらされるかを問わず、合衆国内でのそのような状況が存在することを禁止している。究極的には修正第13条の及ぶ範囲は、どのような司法的救済が用いられるかではなく、むしろ諾約者 (promisor) その人が「その意に反する苦役」の状況にあるかどうかである。金銭による損害賠償によってのみ法律的に強制可能な契約は、そのような契

約が諾約者をその意に反する苦役の状況に陥ることを余儀なくされるような背景的環境にあるとき、その契約は憲法に違反する。他方、契約の実行においてある特定の条件は、憲法がそれ自体を禁止するからではなく、その実行により諾約者をその意に反する苦役の状況に陥ることを余儀なくすることから、憲法違反となるのである。つまり、第13条は特定の契約について権利侵害に対する防止についてではなく、契約当事者の間での状況を問題としているのである⁵⁵⁾。

修正第13条が制定されたとき、すでにくつつかの州で「その意に反する苦役」という文言が意味するところは、その意に反する行為自身が政府による強制の結果によるものではなく、むしろ裁判所や立法者たちは、契約について許容し得る強制と、自由意思による合意のもとにその意に反する苦役が創出されたことを区別する線引きを考えた。それらには互に関連する四つの要因が見られる。第一に、諾約者は「完全に自由な状態で契約に応じたか、あるいは受約者が諾約者に対して何らかの優越的な力を有していたか、第二に、諾約者は真正な補償を受けていたか、第三に、契約は時間的に有限か、無期限あるいは極端に長期間にわたることはないか、第四に、受約者、つまり主人は、諾約者を物理的に強制したり人格を貶めるようなことはないか、である⁵⁶⁾。契約を具体的に実行するにあたって、これらの四つのうちひとつも現れていないときには、憲法に違反するものではないと考えられる。修正第13条は、そのような状況がいかにもたらされたかを問わず、人格を貶めることや奴隷類似の支配に対して、市民を保護するものである⁵⁷⁾と論者は主張する。

4) 何が「その意に反する苦役」か

その意に反する苦役という文言は最初に1802年オハイオ（Ohio）州に現れている。北西部領地条例において奴隷制が禁止されたという文言、オハイオ州憲法はさらにある種の契約を強制することを制限する二つの禁止事項を定めた。ひとつは、他者に給仕（servant）として保持されてはならないこと、未成年者がそのような年季奉公契約に入るときには、完全に自由な状態にあること。いまひとつは、アフリカ系アメリカ人に対して特別の保護を与えていることである⁵⁸⁾。

オハイオ州最高債は、奴隷制とその意に反する苦役との区別を次のように示した。奴隷制は、人が他の人を保有する権利であり、それにより補償なしに無制限の労働に拘束され、それは子々孫々にも及ぶ。その意に反する苦役は、支配状態は同様であるが、拘束は生涯にわたるわけではなく、子孫には及ばない⁵⁹⁾。

インディアナ州最高裁は、*In re Mary Clark*⁶⁰⁾において、給仕者と主人との関係の実情を顧慮して、考察を拡張している。そしてそのような契約を実効することは、法律による執行であったとしても、その結果において人格の降下と非道徳化として苦役状況をもたらし、絶対的に奴隷状況をもたらしている⁶¹⁾。

この事例においては、人が他人に給仕としてつかえるという契約のもとで、それを遂行することをもはや望まなくなったときに、なおその者に遂行し続けることを強いることが、その意に反する苦役であると読むこともできる⁶²⁾。より重要なことは、裁判所は Clark と主人との関係を、通常の労働者と雇用者との関係とは区別したことであろう。その雇用者は従者に対し、州の介入なしに個人的に強いる権利を主張してことに着目していると考えられよう⁶³⁾。この事例においては、期間関係の長さのみについてではなく、ある当事者が他の当事者に対して完全な支配を実効できることを含んでいることにも考察を拡張している。Clark がその仕事から離れようとするのを妨害したり、彼女に働き続けることを個人的に強いる権利を雇用者が主張したこと、そのことがそのような支配の証拠として十分であると裁判所は示している⁶⁴⁾。

雇用者個人が他人を支配しようとする権利を主張したことに着目されているということは、雇用者の他人を支配しようとする意思に焦点をあてたものと考えられることができるかも知れない。他人を自己の所有物のように捉えて、支配する「権利」があると確信することにより、その意に反する苦役が成立すると構成するのであるならば、DV やストーカーの事例において、この原理が拡張できるかも知れない。それらの被害者に対して、保護を与えることは、その意に反する苦役に対する防禦と捉えることができるかも知れない。

ある論者によると、契約が「その意に反する苦役」になることを決めるにあたって三つのアプローチがある。ひとつめは、契約の中で具体的な取決め内容についての期間の長さである。契約期間が長くても具体的行為を行う期間が短ければ、その行為を求め得ることはその意に反する苦役にはならない。ふたつめは、当事者がもはや実行することを望まなくなったとき、その行為を契約によって強要されるときには、その意に反する苦役となる。最後に、期間の定めのない契約や実行することで当事者が望まないときには、最初に当事者が自由にその契約を締結したとしても、それはその意に反する苦役となる⁶⁵⁾。

またオハイオやインディアナなどの判例から、その意に反する苦役の問題について統合するようなアプローチが見られる。それらの州は、契約内容の強制とその意に反する苦役の間の線引きにあたって、相対する当事者の関係について具体的に詳細な (nuanced) 理解が必要とされると認識している。そこからは四つの基本的な特性が見られる。ひとつ、「完全に自由な状況において」契約を締結したものではない。ふたつ、補償あるいは「真正な (bona fide) 動機」に欠ける。みつつ、契約期間が非常に永い期間に及ぶ。よつつ、従事を強いるために暴力を用いる権利を含み、給仕に対して完全な支配を内容とするものである⁶⁶⁾。これらは前述の四つの要因と同じである。

5) 判例の見解

著名な判例についてほんの少しだけであるが見ることにする。

Ford v. Jermon においては「緩和された奴隷状態 (a mitigated form of slavery)」という表現が

なされた。そのような命令を裁判所は執行することができないことを示した⁶⁷⁾。

In re Turner⁶⁸⁾の事例においては、年季奉公 (indenture) の合意は修正第13条のもとその意に反する苦役を構成するとし、アフリカ系アメリカ人と白人の見習い生の区別を設けるメリーランド (Maryland) の規制は、新たに制定された公民権法 (Civil Right Acts) に違反すると示した。契約はおそらく最初から意に反するものであり、Turner は、なお奴隷状態にあったときに合意したものである。さらに彼女は契約当時には未成年であり、地方の公的機関により強制されたと見受けられる。契約期間は10年と長く、報酬は名ばかりのものであった。雇い主の直接的な身体的強制を示す記録は見当たらないが、彼女の行為 (action) は人身保護令状を求めるものであり、そして雇い主による彼女に対する直接の強制を許容することは、彼女を捉え拘留することを生じさせることになる⁶⁹⁾。

合衆国の最高裁が、最初に修正第13条の意味について表明したのは Slaughterhouse⁷⁰⁾ の事例においてであった。New Orleans の食肉解体処理場に対してルイジアナ (Louisiana) の法律は25年にわたって独占を与えていた事例である。訴えを提起した者はその法律について、アフリカ系奴隷の廃止や禁止を妥協したものであり、封建的な農奴の義務を課すことを州が独占的に与えたようなものであると主張した。多数意見は、所有対象の奴隷以外のいかなる関係が「その意に反する苦役」を構成するかについてガイダンスをいくつか示した⁷¹⁾。

次に連邦最高裁が修正第13条の意味について示した主な宣言は、Civil Right Cases⁷²⁾ であった。1875年、連邦議会は公的宿泊施設での人種差別を禁じた。その法律に基づいて起訴された幾人かの人々が、議会はその法律を通すにあたって修正第13条のもとの権限を越えていると主張した。Bradley 判事は法廷意見において、その法律を無効とした。修正第13条が「いかなる奴隷制やその意に反する苦役が、合衆国内において存在してはならないことを絶対的に宣言している」といえども、私人による差別について規制することは連邦議会の執行の権限を越えていると主張した⁷³⁾。強力な反対意見として、Harlan 判事は、法廷のアプローチは全体として偏狭で人為的な根拠に頼っていると主張した⁷⁴⁾。紙幅の関係から、ほんの少し触れただけになってしまったが、これらの判例についてはさらなる考察を続ける所存である。

日本法への示唆～むすびにかえて

奴隷制というものは、南北戦争以前の米国においては州法によって創設された制度であり、修正第13条はそのような制度を廃止するための条文であるという主張を見た。そして奴隷主に対して与えられた奴隷に対する包括的な支配権、それによる奴隷に対する暴行行為等についての奴隷主に対する責任追及の免除、それらを廃絶することが修正第13条の目的であると主張されている。「奴隷制の廃止」という観点については、この論者の主張は説得力のあるものと考えられよう。

しかし、さらに修正第13条には「その意に反する苦役」という文言が付加されている。これについては主人が従者に対して「支配する権利」を主張することが、問題の中核であると考えられるかも知れない。「支配する権利」の主張が問題であるのならば、DVやストーリーカーはまさにこれにあてはまると考えられるであろう。それらの被害者の保護や加害者に対する責任追及を進めるにあたっての論理を発展させるにあたって、「その意に反する苦役」についての考察は、助力となることができるかも知れない。

また、親子関係や婚姻関係の法律について、それらの不適切性あるいは社会の変化に対して十分に対応できなくなったときには、その改正が求められるであろうが、その論理的な根拠は修正第13条に包摂されるものであるかも知れない。また婚姻関係については、現在の日本においては、結婚して（婚姻届を提出して）民法の婚姻に関する規定のすべてを受け入れるか、それを拒否するならば結婚せず（婚姻届を提出せず）に事実婚の関係を持つかという二者択一しか認められていないのが現状であり、最高裁もそのように解している⁷⁵⁾と推測されよう。だが、たとえばフランスのPACSやイギリスのシビル・パートナーシップのような当事者間の合意に従って婚姻についての権利・義務関係を定めることができるという手法も解決法の可能性のひとつであるかも知れない。

親子関係等のように、主従の関係のあるところでは「その意に反する苦役」が生じる可能性が高い。何が「その意に反する苦役」で何が「許された指示」であるかの線引きという厄介な問題を包含することになるであろう。特に親子関係についてはパターンリズムという制約もあり得るので、パターンリズムに関する考察も必要となってくるであろう。

さらに親子や婚姻の関係から生じる「その意に反する苦役」から被害者を保護するために、政府が介入することが「許容される」か、さらには「求められる」という次元に発展することを考えなければならないであろう。このことは「法律は家庭に入らず」との大原則の再考を迫られるものであり、大変な労力を負うことになることであろう。

注釈

- 1) 拙稿「合衆国憲法修正第13条と弱者保護」経済理論第375号69-86頁（和歌山大学経済学会2014年）。
- 2) Ryan D. Walters, The Thirteenth Amendment "Exception" to the State Action Doctrine: An Originalist Reappraisal, 23 *George Mason University Civil Rights Law Journal* 283 (2013).
- 3) E.g., Cong. Globe, 38th Cong., 2d Sess. 151 (1865) (Congressman Rogers in opposition to the Thirteenth Amendment).
- 4) Susan H. Bitensky, An Analytical Ode to Personhood: The Unconstitutionality of Corporal Punishment of Children Under the Thirteenth Amendment, 53 *Santa Clara Law Review* 1, 39 (2013).
- 5) Id. at 43.
- 6) E.g., Cass R. Sunstein, On the Expressive Function of Law, 144 *U. Pa. L. Rev.* 2021 passim (1996).
- 7) Bitensky, *Supra* Note 4, at 43.
- 8) Id. at 44-45.

- 9) *Id.* at 45–46.
- 10) 109 U.S. 3 (1883).
- 11) Bitensky, *Supra* Note 4, at 49.
- 12) 5 U.S. 137 (1803).
- 13) *Id.* at 163.
- 14) 403 U.S. 388 (1971).
- 15) 松井茂記「アメリカ憲法入門（第 7 版）」（有斐閣 2012 年）223 頁。
- 16) Bitensky, *Supra* Note 4, at 51.
- 17) *Id.* at 53.
- 18) Richard B. Gallagher et al., Post-Civil War Federal Civil Rights Acts: Civil Provisions: Statute Creating Right of Action for Deprivation of Federal Rights Under Color of State Law (42 U.S.C. § 1983): Action “Under Color of” State Law, Custom, or Usage: In General, 15 *Am. Jur. 2d Civil Rights* § 72 (2011).
- 19) Bitensky, *Supra* Note 4, 55–56.
- 20) *Id.* at 61.
- 21) 489 U.S. 931 (1988).
- 22) *Id.* at 934.
- 23) *Id.* at 942.
- 24) Akhil Reed Amar & Daniel Widawsky, Child Abuse as Slavery: A Thirteenth Amendment Response to DeShaney, 105 *Harv. L. Rev.* 1359, 1364 (1992).
- 25) Bitensky, *Supra* Note 4, 28–29.
- 26) *Id.* at 36–37.
- 27) Walters, *Supra* Note 2.
- 28) *Id.* at 286–7.
- 29) *Supra* Note 10.
- 30) *Id.* at 20.
- 31) Walters, *Supra* Note 2, at 288.
- 32) *Id.* at 298.
- 33) 60 U.S. 393 (1857).
- 34) Walters, *Supra* Note 2, 291–2.
- 35) *Id.* at 293–5.
- 36) *Id.* at 300.
- 37) *Id.* at 301.
- 38) *Id.* at 306–7.
- 39) *Id.* at 310–11.
- 40) *Id.* at 314.
- 41) *Id.* at 316.
- 42) *Id.* at 317.
- 43) Larry J. Pittman, Physician-Assisted Suicide in the Dark Ward: The Intersection of the Thirteenth Amendment and Health Care Treatments Having Disproportionate Impacts on Disfavored Groups, 28 *Seton Hall L. Rev.* 774, 852–56 (1998).
- 44) George Rutherglen, State Action, Private Action, and the Thirteenth Amendment, 94 *Virginia Law Review* 1367, 1370 (2008).
- 45) *Id.* at 1372–4.
- 46) *Id.* at 1375.
- 47) *Cong. Globe*, 38th Cong., 2d Sess. 125 (1865).

- 48) Rutherglen, *Supra* Note 44, at 1375–76.
- 49) *Supra* Note 10.
- 50) *Id.* at 20.
- 51) *Id.* at 18–19.
- 52) *Id.* at 20, 23.
- 53) Rutherglen, *Supra* Note 44, at 1387.
- 54) *Id.* at 1391.
- 55) Nathan B. Oman, *Specific Performance and the Thirteenth Amendment*, 93 *Minnesota Law Review* 2020, 2023 (2009).
- 56) *Id.* at 2024.
- 57) *Id.* at 2025.
- 58) *Id.* at 2040.
- 59) *Anderson v. Poindexter*, 6 *Ohio St.* 622, 690–91 (1856).
- 60) *In re Clark*, 1 *Blackf.* 122 (*Ind.* 1821).
- 61) *Id.* at 124.
- 62) Oman, *Supra* Note 55, at 2041, citing Robert J. Steinfeld, *Coercion, Contract, and Free Labor in the Nineteenth Century* 29–30 (2001).
- 63) Oman, *Supra* Note 55, at 2044.
- 64) *In re Clark*, 1 *Blackf.* 122, 125 (*Ind.* 1821).
- 65) Oman, *Supra* Note 55, at 2048.
- 66) *Id.* at 2048.
- 67) 6 *Phila.* 6 (*Dist. Ct.* 1865).
- 68) 24 *F. Cas.* 337 (*C.C.D. Md.* 1867).
- 69) *Id.* at 337–8.
- 70) 83 *U.S.* 36 (1872).
- 71) *Id.* at 69.
- 72) *Supra* Note 10.
- 73) *Id.* at 24–5.
- 74) *Id.* at 26.
- 75) 最高裁平成16年11月18日

The Thirteenth Amendment to the United States Constitution and its Application to Private Individuals

Tomoki SAWADA

Abstract

This paper presents the view that because the phrase “No State shall,” does not appear in the Thirteenth Amendment to the United States Constitution, this means that it is not applicable to private individuals. Proponents of the consensus view are in error when they interpret the amendment clause as referring to a private relationship between master and slave.

Additionally, the paper discusses how the Thirteenth Amendment forbids “involuntary servitude,” but that the reach of this is determined by the situation of individual promisors.